別表第三のその二の表に次のように加える。

ための用具・帯状映像装置」に改める。

別表第一徳島県蔵本公園の項中「放送施設」を「放送施設(駐車場」に改め、同表徳島県鳴門総合運動公園の項中「講演会等のための用具」を「講演会等の

第十四条中「場合」の下に「その他知事が特別の事情があると認める場合」を加える。

二 駐車場 利用の終了の際、現金により徴収する。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

→ 水泳プール(共用する場合に限る。) 入場の際、入場券を発行して徴収する。

ただし、次の各号に掲げる有料公園施設の使用料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

第十三条第二項ただし書を次のように改める。

型 中珍	一月一日から十二月三十一日まで	午前零時から午後十二時まで。ただし、自動
		車を駐車場へ入車させることのできる時間
		は、午前六時から午後十時までとする。

第七条第三項の表水泳プール及びこれに附属する有料公園施設の項の炊に炊のように加える。徳島県都市公園条例(昭和三十三年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県知事 飯 晃 嘉 門

平成二十七年二月十二日提出

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

徳島県都市公園条例の一部改正について

樂四十七号

大型自動車	間を超った大時間以内の場合は	r間を超える場合は一、え七時間以内の場合:同以内の場合は六〇〇円、五部場合は四〇〇円、五は二〇〇円、四時間をはこ○○円、四時間をは二○○円、四時間をは二○○円、四時間をは	は人〇〇 円、六時時間を超降間を超え五時
大、二三〇円を超えない範	擂	講演会等のための田	
内で規則で定める額		带状映像装置	1
	内で規則で定める額		内で規則で定める額

Ш	ツをする者職業としてスポー	二九、四六〇円	に改める。
	かの街の	11、1140日	<u>J</u>

別表第三備考第十三項中「陸上競技場用大型映像装置」の下に「又は帯状映像装置」を加え、同備考に次の二項を加える。

- 定する大型自動車、中型自動車及び大型特殊自動車をいう。 は 「普通自動車」とは道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する普通自動車及び小型特殊自動車をいい、「大型自動車」とは同条に規
- して算定した額とする。

 15 駐車時間が不明である場合の駐車場の使用料の額は、駐車時間を普通自動車にあっては十二時間を、大型自動車にあっては七時間を超えるものとみな

三 强

別表第三のその三の表の改正規定及び別表第三備考第十三項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第一徳島県鳴門総合運動公園の項の改正規定、

提案理由

要がある。これが、この条例案を提出する理由である。 徳島県蔵本公園の駐車場を有料化すること及び徳島県鳴門総合運動公園において帯状映像装置を供用することに伴い、関係規定について所要の改正を行う必